

社会保険

いばらき

10

60才以降に退職後、同じ会社に継続再雇用された方の標準報酬月額について

2018 October
NO.483

- マイナンバーが未収録の方の氏名・住所等の確認にご協力を
- 整骨院・接骨院、はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方
- 年金セミナー・健康管理講座を開催します



「ふるさとの風景」(撮影・筑波町)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

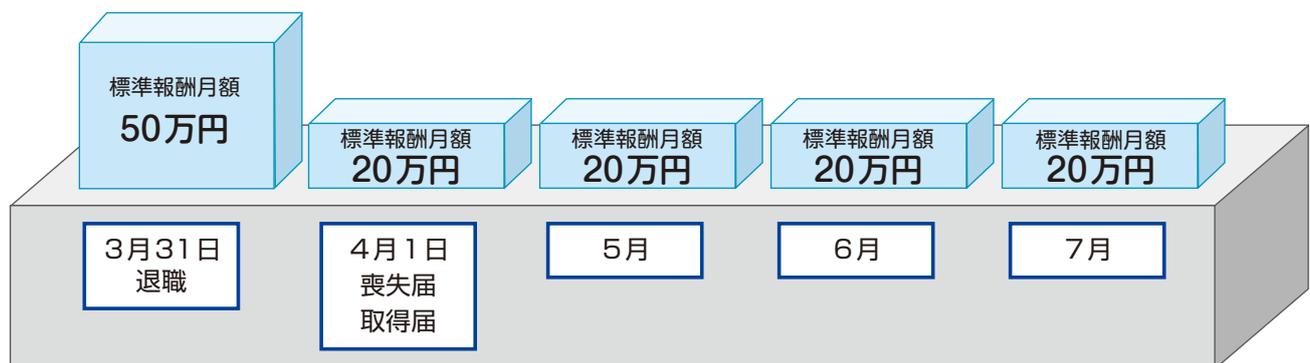
日本年金機構からのお知らせ

60歳以降に退職後、同じ会社に継続再雇用された方の標準報酬月額について

被保険者が退職後1日の空白もなく同じ会社に再雇用された場合、使用関係は継続し、被保険者資格も継続します。

ただし、60歳以上で退職後1日の空白もなく継続して再雇用（退職後継続再雇用）される人は、使用関係が一旦中断したものとして「資格喪失届」「資格取得届」を提出することができます。これによって、再雇用された月から再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に改定することができます。60歳以降に退職後継続雇用される方すべてが対象となります。

事例：3月31日に退職し4月1日に同じ会社に再雇用され、かつ給与が50万円から20万円となった場合



被保険者資格喪失届と被保険者資格取得届を同時に提出していただくことにより、標準報酬月額が再雇用後の最初の月から変わります。

届出方法

退職後継続再雇用される場合は、被保険者資格喪失届と被保険者資格取得届を同時に提出してください。

※被扶養者がいる場合は「被扶養者(異動)届」も併せて提出してください。

添付書類

提出時の添付書類として下記の①と②の両方、または③を提出してください。

- ① 就業規則、退職辞令の写し(退職日が確認できるものに限る)

- ② 雇用契約書の写し(継続して再雇用されたことが分かるものに限る)
- ③ 「退職日」及び「再雇用された日」に関する事業主の証明書(事業主印が押印されているものに限る)

※法人の役員等が対象の場合の添付書類は「役員規程、取締役会の議事録」など役員を退任したことが分かる書類及び退任後継続して再雇用されたことが分かる「雇用契約書」または「事業主の証明」になります。

ご注意ください

- ・この取り扱いについては、正社員の方に限定されるものでなく、厚生年金保険等の被保険者に対する取扱いとなりますので、パートタイマーやアルバイトなどで厚生年金保険等の被保険者となっている方も対象となります。
- ・健康保険の傷病手当金を受けている方は、新たに被保険者資格取得届を提出されると、再雇用後の標準報酬月額をもとに傷病手当金の計算を行いますので、ご注意ください。
- ・厚生年金基金及び健康保険組合に加入している事業所の場合は、当該基金及び健康保険組合にも同様の届出が必要です(詳細については、当該基金及び健康保険組合にお問い合わせください)。

マイナンバーが未収録の厚生年金被保険者について、 氏名・住所等の確認にご協力をお願いします。

日本年金機構では、現在、国民の利便性向上等を図るため、社会保障や税などにおいて共通で使用される個人番号(マイナンバー)と基礎年金番号を結びつける取り組みを進めています。

マイナンバーと基礎年金番号が結びついている被保険者については、平成30年3月5日から住民票の異動情報を取得することにより、氏名・住所変更届等の省略を開始しており、事業主の皆様にとってお手続きが省略できるメリットがあります。また、今後マイナンバーによる行政機関間の情報連携の仕組みを活用し、これまで各種申請時に必要としていた住民票などの添付書類の省略を行う予定としています。

しかしながら、マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない場合は、氏名等の変更情報が得られないため、被保険者の氏名等に変更があった場合は、引き続き氏名・住所変更届等を提出していただく必要があります。

このため、日本年金機構においてマイナンバーを確認できていない厚生年金保険被保険者(以下「未収録者」という。)が在籍する適用事業所の事業主の皆さまに、平成30年8月下旬に「未収録者一覧表」*を送付いたしましたので、ご確認をお願い致します。なお、未収録者がいない適用事業所の事業主さまには当該一覧表は送付されません。

※平成29年12月に送付した「マイナンバー等確認リスト」も含め、対象者は厚生年金保険被保険者のみであり、被扶養配偶者(国民年金第3号被保険者)は対象としておりません。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

整骨院・接骨院のかかり方



整骨院・接骨院で受ける柔道整復師の施術は、健康保険の対象となる場合、対象とならない場合があります。

どんな場合に健康保険の対象となるのか、正しく理解しましょう！

健康保険が使えます

けがが原因の痛み

- 整骨院・接骨院で、骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷と診断されたとき
 - ※骨折、脱臼は、応急処置をのぞき、医師の同意を得ていることが必要。
- 外傷性が明らかなもののみが対象で内科的原因による疾患は含みません。

例えば

- 日常生活やスポーツで足をひねった
- 自宅で机を持ち上げた際、腰をひねった

健康保険が使えません

病気等が原因の痛み

- 疲労や慢性的な要因からくる単なる肩こり、筋肉疲労
- 病院や診療所などで治療中のけが
- 神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニア等からくる痛み
- 工作中や通勤途中でのけが
 - ※労災保険の対象となります。

例えば

- 日常生活で感じる肩こり
- 工作中に荷物を運んで転倒し、足首をひねった

施術を受けるときの

ポイント

① けがの原因をはっきり伝えましょう！

✓ いつ、どこで、何をしてけがをしたのか、柔道整復師に伝えましょう

② 療養費支給申請書の内容を確認し、必ずご自身で署名または押印を！

- ✓ 整骨院・接骨院で記入を求められる療養費支給申請書は、施術を受けた本人に代わり、整骨院・接骨院が健康保険適用分の費用を協会けんぽに請求する委任状の役割を果たします。
- ✓ 白紙の療養費支給申請書に署名または押印すると、実際の治療と異なった請求につながるおそれがあります。傷病名、日数、金額などをよく確認し、署名または押印しましょう。
- ✓ 手首の負傷で自筆できない場合は、代筆でも可能ですが、押印が必要です。

③ 施術が長期にわたっている場合は、医師の診察を受けましょう！

- ✓ 長い期間にわたり施術を受けても症状が改善されない場合は、内科的な要因も考えられます。一度、医師の診察を受けましょう。

④ 領収証をもらいましょう！

- ✓ 整骨院・接骨院には、領収証を無料で発行することが義務付けられています。領収証は、医療費控除を受ける際に必要となります。大切に保管しましょう。



はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

はり・きゅう、あん摩・マッサージも、「整骨院・接骨院のかかり方」同様、すべての施術が健康保険の対象となるとは限りません。次のような傷病・症状や条件に該当した場合のみ、健康保険を使うことができます。

はり・きゅう

神経痛

リウマチ

五十肩

腰痛症

頸腕症候群

頸椎捻挫後遺症

神経痛やリウマチなど同一の範囲とされる慢性的な疼痛についても、認められる場合があります。

条件

医師による適当な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術を受けることに同意した場合

あん摩・マッサージ

筋麻痺

関節拘縮

診断名によることなく、上記の症状がみられる場合を含みます。

条件

症状の改善を目的として、医師があん摩・マッサージの施術が必要と同意した場合

施術を受けるときの

ポイント

① 定期的に医師の同意が必要です

- ✓ 健康保険を使って、はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術を継続して受けるには、3か月ごとに医師の同意が必要です。
- ✓ あん摩・マッサージの変形徒手矯正術を受ける場合は、1か月ごとに医師の同意が必要です。

② 療養費支給申請書の内容を確認し、必ずご自身で署名または押印を！

- ✓ 療養費支給申請書は、施術にかかった費用の一部を協会けんぽに請求し、支払を受けるのに必要な書類です。
- ✓ 傷病名、日数、金額など、記載されている内容を確認のうえ、ご自身で署名または押印しましょう。

③ 領収証をもらいましょう！

- ✓ 領収証は、医療費控除を受ける際に必要となります。大切に保管してください。

加入者の皆さまへお願い

協会けんぽから**施術内容についてお尋ねする**ことがあります

整骨院・接骨院、はり・きゅう、あん摩・マッサージに関する療養費支給申請書について、適正な支払いを行うため、施術を受けたご加入者に、協会けんぽより電話または文書で、施術年月日・施術内容などを照会させていただくことがあります。照会がありましたら、必ずご自身でご回答ください。

健康保険の適正な給付のために、ご協力をよろしくお願いします。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>
業務グループ ☎029-303-1582

茨城県社会保険協会からのお知らせ

年金セミナー・健康管理講座を開催します

茨城県社会保険協会では下記の日程で「年金セミナー・健康管理講座」を開催します。この「年金セミナー・健康管理講座」は、事業所に勤務されている被保険者さま及びその配偶者さま、事業所の社会保険事務担当者さまを対象として、退職後のライフプラン・健康管理に必要な情報を提供し、退職後の生活設計に役立てていただくことを目的に、社会保険協会の年金相談事業の一環として毎年実施しております。開催のご案内につきましては今年8月に会員事業所さまにお送りしておりますが、各会場とも募集人員にまだ余裕がありますので、ぜひこの機会に受講されてはいかがでしょうか。なお、来年2月にも同様の講座を水戸、土浦、筑西の各市で開催する予定です。詳しくは、開催チラシを11月に送付する広報誌に同封してお知らせいたします。

開催日・会場 水戸会場：平成30年11月7日(水) 水戸市宮町1-6-1 ホテルレイクビュー水戸
 つくば会場：平成30年11月9日(金) つくば市竹園1-7 筑波銀行つくば本部ビル
 日立会場：平成30年11月17日(土) 日立市みなと町6-1 久慈サンピア日立

開催時間 各会場とも、午後1時00分から午後5時00分まで
参加対象者 事業所に勤務(事業主を含む)する被保険者及びその配偶者、事務担当者
参加費 無料
募集人数 各会場とも100名
講師 齋藤敬徳先生(さいとう たかのり)

特定社会保険労務士 社会保険労務士法人 齋藤・船橋労務相談事務所長
 塚田洋子先生(つかだ ようこ) 公益社団法人茨城県栄養士会 管理栄養士
 糸澤由布子先生(いとざわ ゆうこ) 公益社団法人茨城県栄養士会 管理栄養士

演 題 「年金とライフプラン」
 ・ライフプラン設計
 ・これからの年金・雇用保険・健康保険について
 ・生涯現役を旨として

「食事と健康」

申込方法 この頁をコピーしていただき、下記「年金セミナー・健康管理講座」参加申込書に参加人数・希望会場を記入し、一般財団法人茨城県社会保険協会へ郵送又はFAXにてお申し込みください。

申込先 〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階
問合せ先 一般財団法人茨城県社会保険協会 ☎029-226-8005 FAX 029-231-2522
主催 一般財団法人茨城県社会保険協会
後援 茨城県社会保険委員会連合会・茨城県年金受給者協会連合会
 ※被保険者の参加にあたり、事業所(事業主)様のご理解とご協力をお願いします。

----- 切-り-取-り-線 -----

「年金セミナー・健康管理講座」参加申込書

健康保険証の記号(7桁又は8桁の数字) (健保組合はアルファベットの整理記号)		参加人数	被保険者 配 偶 者	名 名		
希望会場(○印を付けてください)	水 戸	・	つくば	・	日 立	
上記のとおり申し込みします			平成	年	月	日
一般財団法人茨城県社会保険協会長 殿						
事業所所在地	〒				
事業所名称					
事業主名	 (印)				
事業所電話番号					

※「年金セミナー・健康管理講座」参加申込書は、講座開催の目的以外に使用いたしません。